

第 56 回 新発見の出雲名物番付

松江市史編纂課で調査されている文書に「中倉家文書」があります。その文書群の中から 2 枚の見立番付が発見されました。1 枚は、弘化 2 年（1845）作成のもので、もう 1 枚は、安政 5 年（1858）作成のものです。



【←弘化 2 年の出雲名物番付(中倉家文書)】

松江藩については、「雲陽国益鑑」という見立番付が有名ですが、今回発見された 2 枚の見立番付は、「雲陽国益鑑」とは相違する観点から書き記されたものです。安政 5 年の見立番付には中央上段に「出雲名物」と記されており、仮に「出雲名物番付」と称しておきます。

弘化 2 年、安政 5 年の「出雲名物番付」では、勸進元が、「人参」・「木綿」・「鉄」・「蠟」・「牛馬」、東大関が「十六島海苔」、西大関が「松江鱸」となっています。「雲陽国益鑑」では、勸進元が「尾道御廻米」、東大関が「木綿」、

西大関が「鉄山鑪（鉦）」（「出雲名物番付」では「鉄」と記されている製品がこれにあたると思われます）」です。「雲陽国益鑑」は「他国より金銭納る御国益と成り候所の大小」によって番付を定めていると書かれていますが、今回発見された「出雲名物番付」は、米が記載されず、まさに地域の特産物を記載しているように思います。



【←安政 5 年の出雲名物番付（中倉家文書）】

例えば、頭取には「御立山焼（楽山焼）」、「野白紙」、「布志名焼」、「島根畳表」、「秋鹿畳表」など手工業製品があげられています。地域別にみると、山間部では東前頭一枚目に「吉田香茸」が入り、海浜部では西関脇に「日御碕和布」が記載されています。

おもしろいのは、弘化 2 年の「出雲名物番付」

には、もともと書かれていた特産物を消して、新たに紙を貼って安政5年段階の番付に合わせていったようにみてとれるところがあります。例えば、行事のところ、安政5年の番付には「来海石」が入っていますが、弘化2年の番付には「松江白魚」がもともと書かれており、その上に新たに紙が貼られて「来海石」と書かれています。「松江白魚」は安政5年の番付では東小結ですが、弘化2年の番付の東小結は、もともと「大根島牡丹」が書かれており、その上に新たに紙が貼られて「松江白魚」と書かれています。

このようにみても、弘化2年段階の番付と安政5年段階の番付とでは若干格付けが相違していることがわかります。

このような相違がどのような基準でおこっているのか、今後の課題として残りますが、江戸時代の松江藩の人々が「雲陽国益鑑」とは別の観点、すなわち地域の特産物を中心に番付を作成し、利用していたことは注目に値することではないかと思えます。

(平成28年6月14日／松江市史編集委員・近世史部会：鳥谷智文)